

川崎市ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 1 川ここ家第 7 5 号

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童扶養手当を受給しているひとり親等に対し、その世帯に属する高校生等の通学に係る費用を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 児童扶養手当を受給している父、母又は父母に代わって児童を養育している者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けている者を除く。）をいう。
- (2) 高校生等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に定める高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年）、専修学校（高等過程）、専修学校（一般過程）又は神奈川県高等学校等就学支援金の対象となっている学校、その他市長が必要と認めた教育施設（以下「高等学校等」という。）に在学する者をいう。
- (3) 公共交通機関 電車、バス、モノレール、その他市長が認めたも

のをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、当該年度の4月1日において川崎市から児童扶養手当を受給しているひとり親等であって、かつ児童扶養手当の対象となる児童のうち高等学校等に在学し、高等学校等の通学に際して、通学定期乗車券等を購入し、公共交通機関を利用する必要がある高校生等の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の途中にて、川崎市において児童扶養手当を受給する者となった場合は、児童扶養手当の支給が開始される月を基準日とし、交付対象者とする。

3 交付対象者が当該年度内において児童扶養手当が全額支給停止となった場合においても、その年度に限り交付対象者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公共交通機関の利用に係る通学定期乗車券料金

(2) その他市長が必要と認める経費

(助成対象となる基準)

第5条 助成の対象となる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交付対象者が申請をした通学定期乗車券等の料金は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的な経路及び方法である通学交通費の必要最小限度の実費とすること。

(2) 交付対象者の世帯に属する高校生等の居住地から、通学している高等学校等まで徒歩により通学するものとした場合の距離が片道2キロメートル以上であること。

(3) 通学にバスを利用する場合は、乗車する区間の走行距離が1キロ

メートル以上あること。

(助成金の額の算定の方法)

第6条 助成金の額は、原則として6か月の通学定期乗車券の金額とするが、6か月の通学定期乗車券の取扱いがない場合は、最長の期間の通学定期乗車券の金額により算定するものとする。ただし、経済的にやむを得ない事情がある場合など市長が必要と認めた場合は、購入した通学定期乗車券が6か月未満の通学定期乗車券であっても、その購入した通学定期乗車券の実費の金額により算定することができるものとする。

2 助成金の額について、通学定期乗車券の購入に際し、他の支援施策による割引制度がある場合は、制度利用による割引後の金額にて算定するものとする。

3 市長が通学定期乗車券以外の料金等の額の助成を認めた場合は、必要最小限度の実費の金額を算定する。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書（定期券用）（第1号様式）又はひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書（定期券以外）（第2号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請は、対象となる通学定期乗車券を購入した年度の翌年度5月31日までに行うものとする。ただし、期日が閉庁日の場合は翌開庁日までとする。

3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金の不交付を決定したときは、ひとり親家庭等高校生等通学費助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条第1項による助成金の交付決定後、児童扶養手当の振込指定口座に助成金を支払うものとする。

(助成申請内容の変更等)

第10条 助成金の交付を受けた申請者は、通学交通費に変更がある場合は、あらかじめひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 申請者は、助成金交付対象期間中に、学校を退学若しくは休学しようとするとき、通学定期乗車券等を解約しようとするとき又は第3条に定める交付対象者ではなくなったときは、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金資格喪失届（第6号様式。以下「資格喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成申請内容の変更又は資格喪失の承認及び通知)

第11条 市長は前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、前条第1項に規定する申請に係る承認の通知をする場合は、ひとり親家庭等高校生等

通学交通費助成金に係る変更承認決定通知書（第7号様式）により、前条第2項に規定する届出に係る通知をする場合は、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る資格喪失通知書（第8号様式。以下「資格喪失通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の決定により、過払い金が生じた場合は、申請者は返還しなければならない。

（職権に基づく資格喪失の処理）

第12条 市長は、資格喪失届の提出がない場合においても、第3条に定める交付対象者ではなくなったことを児童扶養手当の受給に関する記録から確認できた場合は、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成の受給資格が消滅したものとし、職権に基づいて第10条第2項の届出があったものとみなすことができる。

- 2 前項の規定によりひとり親家庭等高校生等通学交通費助成の受給資格が消滅をした場合は、資格喪失通知書を申請者に通知し、過払い金が生じた場合は、前条第2項を適用するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けたとき、助成金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により助成金交付の全部又は一部を取り消した場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告等の提出）

第14条 申請者は、助成交付決定があった日から30日を経過した日又は助成金の交付決定があった会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金実績報告書（第9号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(助成金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

ただし、交付決定額と助成金の額確定額が同額の場合は、通知を省略することができる。

(助成金の交付に関する調査)

第16条 市長は、助成金の交付について必要と認めるときは、助成金の交付を受けた者その他関係者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 当該業務に従事している者又は従事していた者は、その業務により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要事項を補記した上、引き続きこれを使用することができる。

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書(定期券用)

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。
なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

〒 _____

申請者 住所 _____
(児童扶養手当 受給者) フリガナ _____

氏名 _____ 印 _____
(自署の場合は印は不要です。)

連絡先 _____
(日中連絡がつく電話番号)

必要事項の記載および該当する項目の にチェックをお願いいたします。

対象となる児童 (高校生等)	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名			(年齢)	(歳)	
	住所(※)	※申請者と異なる場合は記入してください。				
	学校名	<input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立	校			
	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学年	年生		
	学校所在地					
補助申請額内訳	対象通学定期券①	交通機関種別	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス			
		購入区間 (駅名・停留所名)	~			
		有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
		購入月数(○をしてください)	1 ・ 3 ・ 6 ・ 12 か月	定期券金額	円	
	対象通学定期券②	交通機関種別	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス			
		購入区間 (駅名・停留所名)	~			
		有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
		購入月数(○をしてください)	1 ・ 3 ・ 6 ・ 12 か月	定期券金額	円	
	対象通学定期券③	交通機関種別	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス			
		購入区間 (駅名・停留所名)	~			
		有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
		購入月数(○をしてください)	1 ・ 3 ・ 6 ・ 12 か月	定期券金額	円	
申請金額(定期券合計金額)		補助申請額内訳のとおりです。				
他の制度の利用について <input type="checkbox"/> にチェックしてください		<input type="checkbox"/> 生活保護を受けています。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けていません。				
振込口座について <input type="checkbox"/> にチェックしてください		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の振込指定口座に振り込まれることを承諾します。				
6か月未満の定期券を購入した場合はその理由について <input type="checkbox"/> にチェックしてください		<input type="checkbox"/> 経済的な理由 <input type="checkbox"/> 通学期間の調整(夏休み等) <input type="checkbox"/> その他()				
添付書類の確認 <input type="checkbox"/> にチェックしてください		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し(有効期間内のもの) <input type="checkbox"/> 生徒証の写し		<input type="checkbox"/> (バス)IC定期券内容控		

市役所使用欄

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書(定期券以外)

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。
なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

フリガナ
住所
申請者 (児童扶養手当 受給者) フリガナ
氏名 印 (自署の場合は印は不要です。)
連絡先 (日中連絡がつく電話番号)

必要事項の記載および該当する項目の □ にチェックをお願いいたします。

Table with 6 main sections: 対象となる児童(高校生等), 通学経路, 補助申請額内訳, 補助申請金額, 他制度の利用について, 振込口座について, 添付書類の確認, and 市役所使用欄.

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金について、次の条件を付して、次のとおりを交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) この助成金は、子どもの将来の自立のために、教育に関する経済的支援を行うものであり、その他の目的に使用することはできません。
 - (2) この助成金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
 - (3) ひとり親家庭等高校生等通学費助成交付要綱第10条第1項及び第2項に掲げる要件に該当したときは、速やかに変更承認申請書又は資格喪失届を提出してください。
- 3 前各条項に違反した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

第4号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不交付の理由

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金変更承認申請書

助成金の申請内容に変更があったため、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。
 なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

〒 _____

住所 _____

申請者 (助成金受給者) フリガナ _____

氏名 _____ 印 _____
(自署の場合は印は不要です。)

連絡先 _____
(日中連絡がつく電話番号)

必要事項の記載および該当する項目の にチェックをお願いいたします。

対象となる児童 (高校生等)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		(年齢)	(歳)
変更事由 <input type="checkbox"/> にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 転居 (転居日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 転校 (転校日 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他 ()			
転居の場合	対象となる児童の 変更後住所			
転校の場合	転校先学校名等	<input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立	校	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
	転校先学校 所在地			
補助申請額内訳	変更後 対象通学定期券①	公共交通機関種別	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス	
		購入区間 (駅名・停留所名)	から	
		有効期間	年 月 日 から 年 月 日	
		購入月数(○をしてください)	1・3・6・12 か月	定期券金額
	変更後 対象通学定期券②	公共交通機関種別	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス	
		購入区間 (駅名・停留所名)	から	
		有効期間	年 月 日 から 年 月 日	
		購入月数(○をしてください)	1・3・6・12 か月	定期券金額
	変更後 対象通学定期券③	公共交通機関種別	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> バス	
		購入区間 (駅名・停留所名)	から	
		有効期間	年 月 日 から 年 月 日	
		購入月数(○をしてください)	1・3・6・12 か月	定期券金額
変更後申請金額(定期券合計金額)		補助申請額内訳のとおりです。		
他の制度の利用について <input type="checkbox"/> にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けています。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けていません。			
振込口座について <input type="checkbox"/> にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の振込指定口座に振り込まれることを承諾します。			
6か月未満の定期券を購入した場合は その理由について <input type="checkbox"/> にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 経済的な理由 <input type="checkbox"/> 通学期間の調整(夏休み等) <input type="checkbox"/> その他 ()			
添付書類の確認 (<input type="checkbox"/> にチェックしてください)		市役所使用欄		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し(有効期間内のもの) <input type="checkbox"/> 生徒証の写し <input type="checkbox"/> 公共交通機関の通学定期券の写し、または IC定期券内容控(バス) <input type="checkbox"/>				

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金資格喪失届

助成金の交付対象ではなくなったため、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり届出をします。
なお、届出に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

〒

住所

申請者
(助成金受給者)

フリガナ

氏名

印

(自署の場合は印は不要です。)

連絡先

(日中連絡がつく電話番号)

必要事項の記載および該当する項目の にチェックをお願いいたします。

対象となる児童 (高校生等)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		(年齢)	(歳)
対象となる児童 (高校生等)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		(年齢)	(歳)
資格喪失事由 (該当項目にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 受給者が児童扶養手当の資格を喪失したため <input type="checkbox"/> 受給者が生活保護を受けることになったため <input type="checkbox"/> 対象となる児童が退学または休学をしたため <input type="checkbox"/> 市外に転出する(した)ため <input type="checkbox"/> その他 ()			
資格喪失事由の発生した日	年 月 日			
市役所使用欄				受理日

第7号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金について、次のとおり変更を承認します。

年 月 日

川崎市長 印

1 変更承認の内容

2 助成金交付変更額

(変更前) 助成金交付決定額	円
(変更後) 助成金交付決定額	円
助成金追加交付決定額	円
助成金返還金決定額	円

第8号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る資格喪失通知書

次のとおり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の受給資格がなくなりましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 受給資格がなくなった理由
- 2 受給資格がなくなった日
- 3 助成金返還金額

円

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金実績報告書

	〒	_____
	住所	_____
申請者 (助成金受給者)	フリガナ	_____
	氏名	_____ 印
	連絡先 (日中連絡がつく電話番号)	_____

助成金交付の決定を受けたひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金について、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第14条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

本助成事業の対象期間は、 年 月 日 から 年 月 日 であり、
助成事業の成果としては、

以上報告します。